

JCBプリペイドカードキャッシュバック規定

第1条（本規定） 1.本規定は、キャッシュバックサービスに関する基本的事項を定めるものです。 2.キャッシュバックサービスは、JCBが定めるJCBプリペイドカード会員規約（以下「会員規約」という。）に規定する付帯サービスとして提供されます。本利用規定に定めのない事項については、会員規約が適用されます。 3.キャッシュバックサービスは、会員規約を承認のうえ、JCBよりカード（ただし、ホームページまたはご利用の手引き等JCBがキャッシュバックサービスの対象となることを通知・公表しているものに限ります。）の貸与を受けた会員を対象とします。 4.本規定の用語の定義は、本規定で特に定義しない限り、会員規約における定義によります。 5.JCBは、必要に応じて本規定の内容を変更できるものとします。変更後の本規定は、JCBのホームページ等による公表、または会員規約第13条に定める方法等による通知がなされるものとし、公表または通知後に、会員がキャッシュバックサービスの対象となるプリペイドショッピングの利用を行った時点で、当該変更内容の承諾がなされたものとみなします。なお、本規定の変更がキャッシュバックサービスの内容の変更にわたる場合には、第10条第3項が適用され、同条項所定の期間が経過することによって、会員による承諾の有無にかかわらず、本規定変更の効力が生じるものとします。

第2条（キャッシュバックサービスの概要および情報の共同利用） 1.キャッシュバックサービスとは、会員が会員規約に基づき発行を受けたカードを使用して、プリペイドショッピングの利用を行った場合に、JCB所定の条件および基準に従い、カードのバリュー口座に、JCBがバリューを加算するサービスをいいます（以下本規定に基づき、バリュー口座にバリューを加算することを「キャッシュバック」という。）。なお、JCBは、例外的に、キャンペーン等により、プリペイドショッピングの利用以外の場合に、キャッシュバックサービスを実施する場合があります。 2.会員は、JCB、およびJCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社（以下「JCBの提携会社」という。）が問い合わせ対応、キャッシュバックサービスのサービス提供上必要な事務を行うため、会員の住所、氏名、電話番号、会員番号、その他キャッシュバックサービスに関連する情報を共同利用することに同意するものとします。JCBの提携会社はJCBホームページ(<http://www.jcb.co.jp/r/riyou>)にてご確認ください。 3.前項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について、責任を有する者はJCBとなります。

第3条（キャッシュバックの金額および加算時期等） 1.JCBは、前月16日から当月15日まで（以下「キャッシュバック対象期間」という。）のキャッシュバックサービスの対象となるプリペイドショッピングの利用代金の合計（ただし、200円未満は切捨てます。）に対し、200円（税込）につき1円相当のバリューを当月25日までに、会員がプリペイドショッピングの利用に使用したカードのバリュー口座に加算します。なお、事務処理上の都合により、バリュー加算日が遅延したり、変更になることがあります。 2.前項にかかわらず、キャッシュバック対象期間内にプリペイドショッピングを利用した場合であっても、加盟店から、JCB、JCBの提携会社、またはJCBの関係会社に対する売上確定情報の到達が遅延した場合、原則として、当該プリペイドショッピングの利用代金は、当該プリペイドショッピングの売上確定情報が到達した日が含まれるキャッシュバック対象期間の利用代金として加算されうえて、キャッシュバックが行われます。ただし、売上確定情報の到達の遅延がわずかな日数である場合、前項に基づきキャッシュバックが行われる場合があります。 3.JCBは、カードの商品性、および会員のプリペイドショッピングの利用状況等に基づき、第1項に定めるキャッシュバックに加算して、JCBが別途公表する基準に基づき、付加的なキャッシュバックを行う場合があります。これを「ボーナスキャッシュバック」といいます。

第4条（キャッシュバックサービスの対象外取引） 会員規約に定める各種手数料、会費その他の費用、および一部のプリペイドショッピング利用代金（以下総称して「対象外代金」という。）については、キャッシュバックサービスの対象外となります。対象外代金は、第10条第3項にかかわらず、事前の告知期間を設けずに、変更または追加される場合があります。詳細はご利用の手引き等（最新の情報はマイページ上の「ご利用の手引き」に記載しております。）をご参照ください。

第5条（返品、キャンセル、利用金額変更等の措置） キャッシュバックサービスの対象となるプリペイドショッピングの利用（以下「キャッシュバック対象取引」という。）について、取消または解除等があった場合、原則として、当該キャッシュバック対象取引に対するキャッシュバックは、JCB所定の方法により取り消されます。また、キャッシュバック対象取引について、金額の変更があった場合、当該対象取引に対するキャッシュバックの金額は、当該変更内容に伴って、減算または加算されます。

第6条（キャッシュバック金額の確認） 過去15ヵ月のキャッシュバックの金額は、会員専用のWEBサイト「マイページ」（ユーザー登録が必要となります。）にて確認いただくことができます。

第7条（バリューの有効期限） 本規定に基づき加算されるバリューの有効期限は、会員規約に基づき会員がチャージしたバリューにかかる有効期限と同一となります。本規定に基づきバリューが加算されることによって、有効期限の起算日が更新されること（すなわち、有効期限が延長されること。）はございません。

第8条（権利の喪失等） 1.JCBは、会員が次の各号に該当する場合、催告を要することなく、本規定に基づきキャッシュバックサービスを受ける権利を喪失させ、またはキャッシュバックサービスの提供を停止することができます。（1）会員規約または本規定に違反した場合（2）違法行為または不正行為を行った場合（3）その他、前各号に準じるものとJCBが判断した場合 2.会員が違法、不正または不当な方法によりキャッシュバックサービスを受けたことが判明した場合、JCBは、当該会員に過去に付与したバリューを無効とすることができるものとします。

第9条（システムトラブルへの対応） 1.JCBは、本サービスに使用する電子機器、ソフトウェア、暗号技術などにつき、その時点における一般の技術水準に従って合理的なシステムを採用し、保守および運用を行うものとしませんが、JCBはその完全性を保証するものではありません。 2.JCBは、JCBの責めに帰すべき事由がある場合を除き、キャッシュバックサービスの利用に起因して生じた会員の損害について、責任を負わないものとします。通信回線の障害または第三者による不正アクセスに起因してキャッシュバックサービスが停止したことに伴う会員の損害については、JCBは責任を負いません。 3.JCBは、故意または重大な過失による場合を除き、本来、バリュー口座に加算されるべきであったバリュー相当額を補償することのほかは、会員に生じた逸失利益および特別な事情により生じた損害については責任を負いません。

第10条（サービスの終了、停止、変更等） 1.JCBは、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生する恐れのあるときは、事前に公表または会員に通知することなく、キャッシュバックサービスの全部、または一部の提供を停止し、または内容を変更する措置を取ることができるものとします。 2.JCBは、システムの保守等、キャッシュバックのサービスの維持管理に必要な作業のため、必要な期間サービスの提供を停止することができるものとします。この場合、JCBは、事前にJCBのホームページ等で公表または会員に通知します。ただし、緊急の場合においてはこの限りではありません。 3.JCBは、営業上その他の理由により、キャッシュバックサービスの終了、または内容の変更を行うことができるものとします。この場合、JCBは、3ヵ月前までにJCBのホームページ等で変更の内容を公表するか、またはJCBプリペイド会員規約第13条に定める方法等により会員に通知します。ただし、キャッシュバックサービスの終了または重要な変更が生じる場合は、6ヵ月前までに、その内容を公表するか、またはJCBプリペイド会員規約第13条に定める方法等により会員に通知します。なお、JCBは、当該公表または通知を行うに際し、キャッシュバックサービスの終了または内容の変更を行うに至った理由を説明する義務を負いません。

4.JCBは、前各項に基づくキャッシュバックサービスの終了、停止、内容の変更によって会員に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(JPC01・20170315)